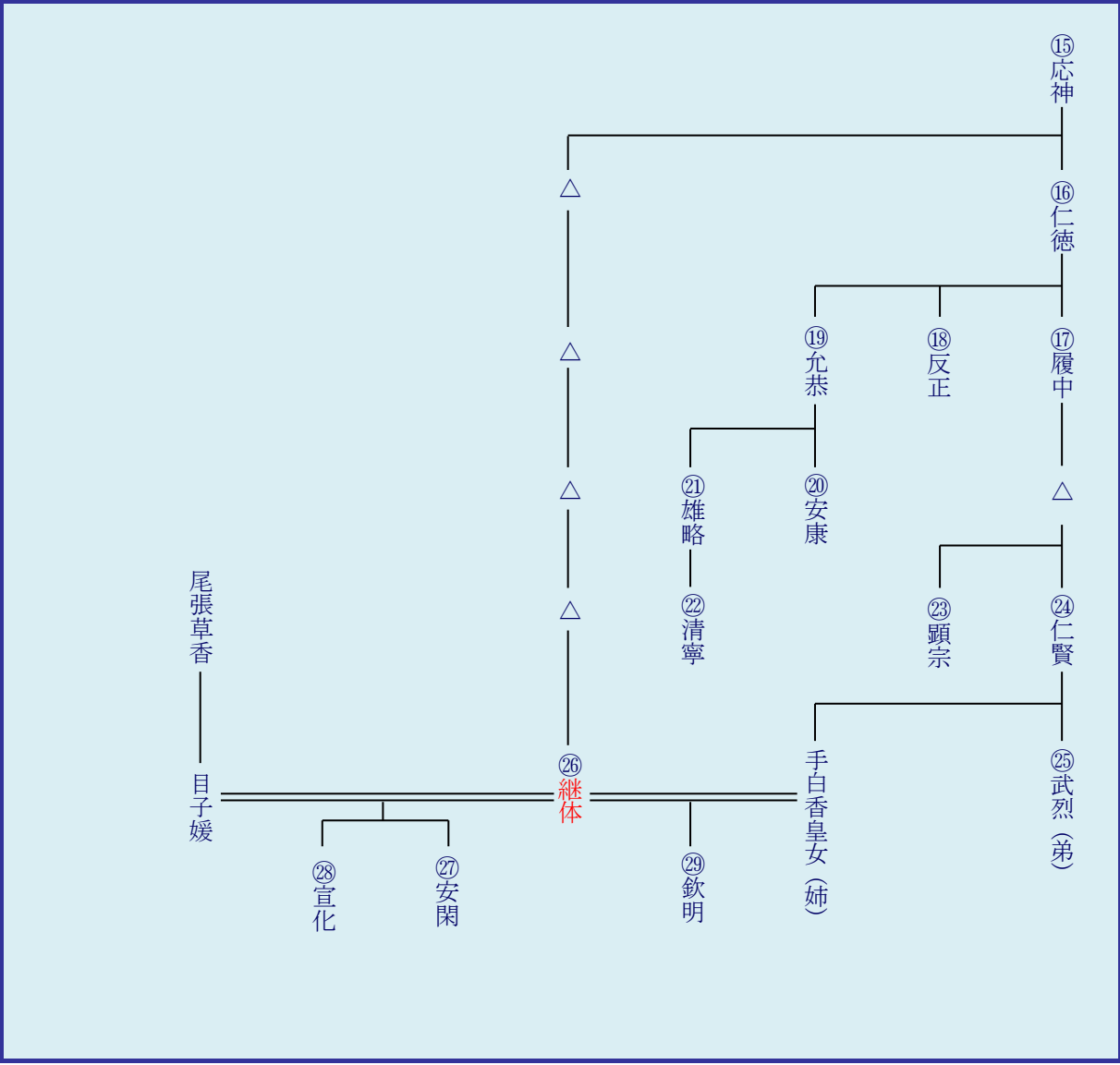


第7章 6世紀のヤマト政権

① 王統の断絶

(1) 雄略天皇から武烈天皇までの経緯

「雄略」という名は漢風諡号(奈良時代に中国にまねて作られた諡号)であって、諱(本名)は、『古事記』では「大長谷若建命」、『日本書紀』では「大泊瀬幼武天皇」となっている。この雄略天皇が「倭の五王」の五人目の倭王武、つまり、獲加多支鹵大王(ワカタケル大王)であると考えられている。記紀によれば、雄略天皇(第21代)は、兄の安康天皇(第20代)を殺害した眉輪王、同母兄の八鈞白彦皇子と坂合黒彦皇子や、従兄弟の市辺押磐皇子とその弟の御馬皇子を次々と殺害して即位している。また、代々大王の外戚として勢力を振るっていた葛城氏の宗家を滅ぼし、瀬戸内海から岡山平野にかけて一大勢力を築いていた吉備氏を配下に組み入れた。こうして雄略天皇の治世には、ヤマト政権は関東から九州までを治めていたと考えられる。ところが、雄略天皇が亡くなるとその子の白髪皇子が即位して清寧天皇になるが、即位五年目に後も娶らないまま崩御されてしまう。その結果、仁徳天皇以降の履中(第17代)、反正(第18代)、允恭(第19代)、安康(第20代)、雄略(第21代)、清寧(第22代)の各天皇に王位継承者の男子がいなくなった。『古事記』にも、「この天皇、皇后なく、また御子もなかりき。故、御名代として白髪部を定めたまひき。故、天皇崩りまし後、天の下治らしめすべき王なかりき」と記されている。そこで、履中天皇の娘、あるいは孫娘とされる飯豊皇女という巫女が王の政務を代行したようである。その間に、かつて雄略天皇によって殺された市辺押磐皇子の子で、播磨に逃げ隠れていた億計・弘計の二王を王位継承者と迎え入れた。二王は互いに位を譲り合い、最初に弟の弘計が顕宗天皇(第23代)として即位し、次いで兄の億計が仁賢天皇(第24代)として即位した。仁賢天皇の次には子の武烈天皇(第25代)が即位するが、武烈天皇は506年に18歳という若さで崩御される。この天皇にも子がなかったので、王位を継承する王族がとうとう絶えることになってしまった。そこで、朝廷の最高権力者の大連の相伴金村は物部鹿火や許勢男人らと計って、仁徳天皇の父応神天皇の五世の孫に当たる継体天皇を越前から迎え入れた。



(2) 継体天皇の即位

『日本書紀』によれば、武烈天皇の後、王位を継承する王族がとうとう絶えてしまうと、朝廷の最高権力者であった大連の大伴金村が中心になり、物部麁鹿火や許勢男人らと共に、応神天皇の五世の孫に当たるオオドノスメラミコトを越前の三国(福井県坂井市)から迎え、仁賢天皇の娘の手白香皇女を皇后に立てて即位してもらおう要請をした。男大迹天皇(継体天皇)は「わが子のように民を思うて国を治めることは重大な仕事である。私はどうていそのような才覚は持ち合わせておらぬゆえ、どうかよくよく考えなおして真の賢者を選んでもらいたい」と返答された。これに対して、大伴金村らは「大王(男大迹天皇)こそ、民をわが子同様に慈しみなさって国を治められるお方です。われらは国のためにいい加減なことは決定できません。どうかわれらの願いをお聞き入れ下さい」と嘆願した。すると、男大迹天皇(継体天皇)は、「それほどまでに皆が私を推すのであれば、私も聞き入れぬわけにはゆかぬ」と言われて即位なされたということである。ところが、男大迹天皇(継体天皇)は、507年に河内の樟葉宮(枚方市楠葉)で即位すると、山背の筒城(京都府綴喜郡)、弟国(京都府向日市)と王宮を転々とし、大和の磐余(奈良県桜井市)に入るまでに実に二十年(一説に七年)も要している。このために、男大迹天皇(継体天皇)の擁立に反対する勢力が存在していたものと考えられている。また、応神五世孫としながらも、その中間系譜を曖昧にしていることなどから、水野祐氏は、継体天皇の即位は王位篡奪行為であり、これによって、それまでの河内王朝(応神・仁徳・履中・反正・允恭・安康・雄略・清寧・顕宗・仁賢・武烈の十一代の大王の時代)から継体王朝への王朝交替が行われたのだという説を唱えられた。また、直木孝次郎氏は、武烈天皇の死後、大和王権に分裂が起こり、その支配権を維持していくことが困難になり、地方で動乱が生じた。この形勢に乗じて、近江・尾張地方の支持基盤を背景にして、継体天皇が応神五世の子孫と称して、畿内に進出し、ついには大和に入って皇位を継承したのではないかと唱えられた。しかしながら、近年では、継体天皇の即位にあたり、前政権の権力者である大伴金村や物部麁鹿火の支持を得ていることや、前大王の仁賢天皇の皇女を妻としていることなどから、継体天皇の即位は王朝交替と呼ぶようなものではなく、継体が大和入りする前に点々とした諸宮がいずれも淀川水系に位置し、継体天皇の陵の今城塚古墳も淀川沿いにあることから、即位以前から琵琶湖と大阪湾を結ぶ淀川水系に勢力を持っていた有力豪族が、前大王の仁賢天皇の娘手白髪皇女との婚姻を条件に、大和の諸豪族の協力の上に共立された(篠川賢『大王と地方豪族』山川出版社、2001 p.57)というような説がよくみられる。

(3) 磐井の乱

倭国で継体天皇が即位した頃、朝鮮半島では、新羅と百済が加耶諸国の支配をめぐる対立が激化していた。新羅では、500年に即位した智証王が地方整備に力を入れ、領土を拡張した。さらに、次の法興王(在位514年～540年)の治世には、国政の整備は一段と進み、軍事を司る兵部が設置されて領土の拡張が進められた。522年には北部の加耶地方の大加耶と婚姻による同盟関係を結び、524年には大加耶とともに南部加耶の金官国・喙己吞に侵攻した。これに対して、南部加耶諸国は、友好関係にあった倭国に救援を要請してきた。南部加耶諸国の要請を受けた倭国は、継体二十一年(527年)六月、对新羅軍を派遣した。『日本書紀』によれば、継体二十一年六月、新羅に侵攻された金官国・喙己吞の復興支援のために近江毛野臣が六万の軍を率いて朝鮮半島に向かった。しかしこのとき、筑紫国の磐井という豪族がかねてより時機を窺い、密かに反乱を企てていた。このことを新羅が知ると、磐井に賄賂を送って近江毛野の軍を妨害するように求めた。そこで磐井は火の国(現在の佐賀・長崎・熊本)・豊の国(現在の福岡東部・大分)を支配下におき、海路を遮って近江毛野の六万の軍の行く手を阻んだ。これに対して継体天皇は、大伴金村や許勢男人らと相談して物部麁鹿火を討伐将軍に任じた(古事記では大伴金村と物部麁鹿火の二人が討伐の任についたとある)。翌年十一月、九州に赴いた麁鹿火は筑紫国御井郡(現在の福岡県三井郡)において磐井を討伐した。同年十二月、磐井の子の筑紫君葛子は連座して処刑されることを恐れ「糟谷屯倉」を天皇に献上して許しを請うた。以上が『日本書紀』に記されているおおよその内容である。『日本書紀』には創作や潤色が多いためこれら全てを事実とみるわけにはいかないが、磐井の乱の記事は『古事記』や、『新日本書紀』所引の『筑後国風土記』逸文にも見られるので、記録に残すべき大事件であったということが推測できる。しかし、戦乱の内実は明らかにはなっていない。地方豪族による中央政権に対する反乱とみる説、大和王権が地方に進出していく段階で、自立性の強かった北部九州連合との軋轢とみる説などがあるが、乱の鎮圧後、大和王権は、その拠点となる屯倉を九州から東国の駿河・上毛野諸国までの地域までの、各地方豪族の支配領域に設置し、有力首長を国造に任じ地方統一を進めていく。そういう意味で、磐井の乱は大和王権にとって王権存亡のかかった大事件であったといえる。一方、朝鮮半島では、継体二十三年(529年)三月、近江毛野臣の軍が安羅(現咸安)に入るものの何もできず、532年、金官国は新羅に降伏した。

(4) 継体天皇の没年問題

『日本書紀』の継体二十五年の条に、「二月、大王は病が重くなり、七日に磐余玉穗宮で、八十二歳で崩御された」とある。継体二十五年とは西暦531年に相当する。ところが、同じ『日本書紀』の継体二十五年の条に、「十二月五日、藍野陵(摂津国三島郡藍野)に葬った」とあり、但し書きとして、「ある本によると、天皇は二十八年に崩御となっている。にもかかわらず、ここで二十五年崩御と記したのは、『百濟本記』によって記事を書いたためである。その文が言うには、『二十五年三月、進軍して安羅に至り、乞屯城を造った。この月高麗はその王、安を弑した。また聞くとところによると、日本の天皇及び皇太子・皇子皆亡くなった』と。これによって言うと辛亥の年は二十五年(西暦531年)に当る。後世、調べ考える人が明らかにするだろう」となっている。ところが、同じ『日本書紀』の安閑紀に、「継体大王は臨終の際に安閑を即位させた」とあり、安閑元年は甲寅の年であると記されている。安閑元年は継体紀で計算すれば、継体二十八年に相当し、継体紀二十五年の条に記されている但し書きと一致する。つまり、『日本書紀』の編者は、継体天皇の崩御年を継体二十八年と認識していたが、『百濟本記』の伝えるところに合わせたということになる。一方、『古事記』では、継体天皇の崩御年を丁未としており、これは継体二十一年に相当し、西暦では527年ということになる。しかも享年43歳となっている。また、『上宮聖徳法王帝説』(以下、『法王帝説』)や『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下、『元興寺縁起』)では、欽明天皇の即位を壬子の年、西暦532年となっている。つまり、『日本書紀』の継体紀の記述のとおり、継体天皇の崩御が辛亥年の西暦531年で、『法王帝説』の記述のとおり、壬子の西暦532年に即位したのが欽明天皇ということになれば、継体天皇の後に即位した天皇は欽明天皇ということになる。この矛盾を解決するために考え出されたのが「二朝併立説」というものであった。すなわち、継体天皇崩御の後、欽明天皇と安閑・宣化天皇の二朝が一時的に併立していたとする説である。

西暦	干支	書紀紀年	
527	丁未	継体二十一	『古事記』に「継体天皇 43 歳で没」
528	戊申	継体二十二	
529	乙酉	継体二十三	
530	庚戌	継体二十四	
531	辛亥	継体二十五	『百濟本記』に「日本の天皇及び太子皇子が同時に亡くなった」 『日本書紀』に「継体紀二月没 82 歳」
532	壬子		『上宮聖徳法王帝説』に「欽明天皇即位」
533	癸丑		
534	甲寅	継体二十八 安閑元年	『日本書紀』に「継体二月没・安閑天皇即位」

(5) 辛亥の変

継体天皇の崩御年が過去の史料によって様々な異説が存在すること、そして、そのために継体天皇の次に即位した天皇をただ一人に、且つただ一つの年に決定できないことなどから、「継体天皇から次の天皇への皇位継承時に何かしらの政権争いがあり、一時的に二つの政権が誕生していたのではないかと」という考え方があられる。いわゆる「二朝併立説」である。これを最初に具体的に主張したのが喜田貞吉氏である。同氏によると、「継体天皇は531年に崩御し、欽明天皇が即位する。ところが、この皇位継承を認めぬ一派があつて、534年、継体の長子の安閑天皇、ついで弟の宣化天皇が即位し、両朝廷の併立する状態となつた。しかし宣化天皇が崩御すると、欽明天皇の即位を認めるようになった」というものである。その後、林屋辰三郎氏がこの説を発展させた。林屋氏は、「継体天皇崩御の五年前の磐井の乱、前年の毛野臣の失政など、朝鮮経営の失敗によって、大伴氏主導の継体政権は信望を失つてしまった。このとき、政権批判者として現れたのが蘇我氏である。そして、531年に『百濟本記』が伝えるところの「日本の天皇及び太子・皇子が同時に亡くなる」というクーデターが起こり(これを辛亥の変という)。欽明天皇が蘇我氏によって即位させられた。しかし、これに反対する大伴氏が、534年に安閑を擁立、安閑が亡くなると宣化を擁立した。これによって政権は二分されたが、539年に宣化天皇が亡くなると、欽明政権に統一された」と考えた。喜田氏も林屋氏も「二朝対立」の構図は、《安閑・宣化》vs《欽明》というものである。安閑・宣化両天皇は、『書紀』が継体天皇の「元妃」と記す、尾張連草香の娘目子媛を母にもつ同母兄弟である。それゆえ、安閑と宣化は当然同じ政治的立場だと考えられる。一方、欽明天皇は、継体天皇と仁賢天皇の娘の手白香皇女との間に継体天皇の即位後に生まれた子であり、『書紀』でも「嫡子」と記している。母は王族であり、はじめから大王の子として生まれ、次の大王になるべき人物として大和で育つたのである。それに対して、安閑・宣化両天皇は、継体天皇の皇子ではあるものの、地方豪族の娘を母にもつ身分であり、大和に入ったときには既に成人、恐らく四十歳を超えていただろうと思われる。安閑天皇も宣化天皇も父親の継体天皇と同じく仁賢天皇の娘と婚姻している。安閑天皇は春日山田皇女を、宣化天皇は橘仲皇女を皇后として迎えている。高齢で即位した継体天皇が、手白香皇女とのあいだに王子を儲けられなかった場合のスペアとして、いわば一族ごと、倭王権に婿入りしたものと考えられる。欽明が成人するまで継体天皇が存命するとは考えられなかった。そこで、中継ぎとして安閑と宣化の即位があらかじめ想定されていたのではないかと。しかしながら、予想に反して継体天皇は長命を保ち、25年(または28年)の治世を続け、その間に欽明は立派に成人し、安閑や宣化が即位する必要がなくなった(倉本一宏「大王と地方豪族」佐藤信編『大学の日本史①』山川出版社、2016)。

2 蘇我氏台頭

(1) 大伴金村の引退

『日本書紀』の欽明紀の元年の条に次のような挿話がある。

九月五日、天皇は、大伴大連金村、許勢臣稻持、物部大連尾輿らを連れて難波祝津宮に参詣された。

欽明天皇「新羅を討つにはどれだけの兵が必要か？」

物部尾輿「わずかの兵ではどうい討つことなど出来かねます。かつて継体天皇六年の年に、百済が使いを遣わして任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四県割讓を要求してきた際、大伴大連金村がやすやすとその求めを許されました。このことを新羅はずっと怨みに思っています。軽々しく討ってはなりません」

この日から、金村は住吉の家にこもり、病と称して出仕しなくなった。天皇は青海夫人勾子（欽明天皇の夫人）を遣わして、丁寧^{あのみのおおとじまのまがりこ}に慰問させられた。そうすると大連は恐縮して、

大村金村「私が悩んでおりますのは他でもありません。諸臣たちは、私が任那を滅ぼしたと言うではありませんか。怖くて出仕などどうしてできますでしょうか」

青海夫人が有りのまますを天皇に報告すると、

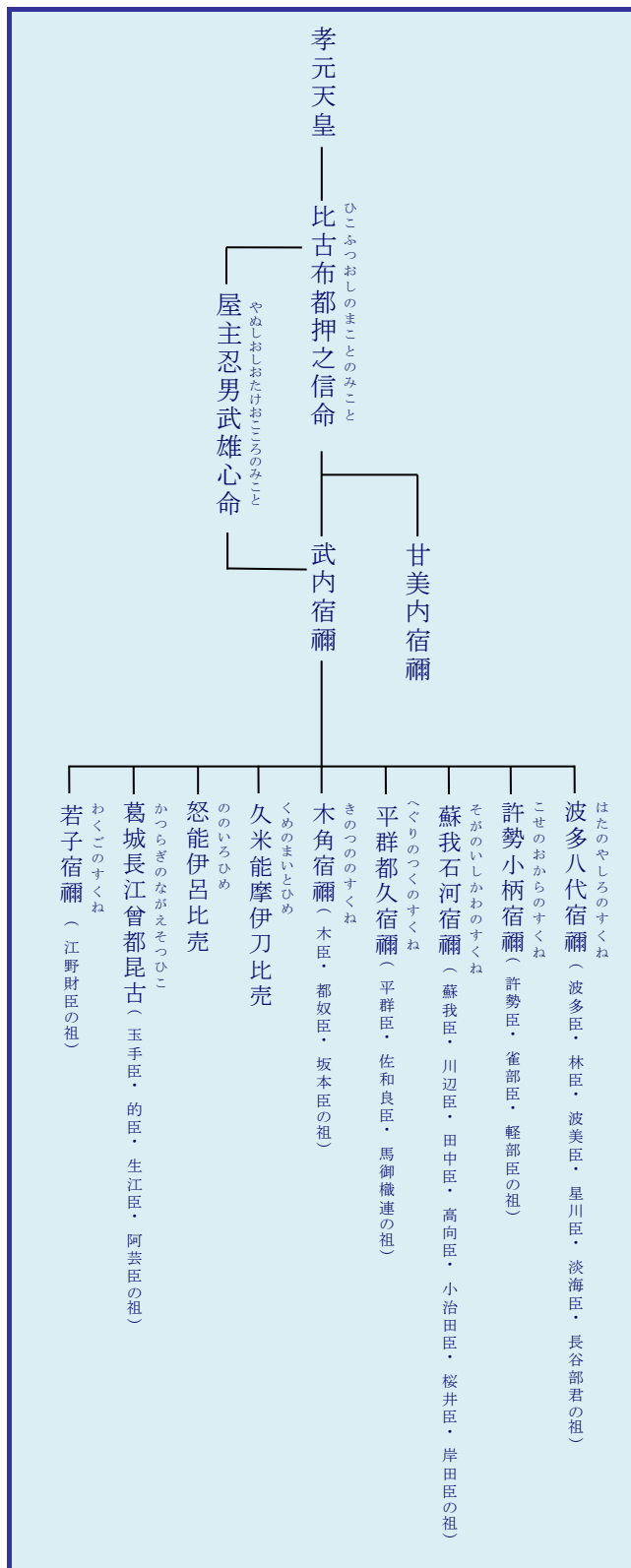
欽明天皇「忠誠の心を持って、長らく公に尽くしたのだから、人の噂を気にしないでよい」

と仰せられ、罪には問わず、いっそう手厚く待遇された。

雄略天皇の時代の執政官は大伴連室屋、物部連目、平群臣真鳥らであった。そして大伴連室屋と平群臣真鳥らは仁賢天皇の時代まで政権の中心に居座る。しかし、仁賢天皇の十一年に天皇が崩御されると、大臣の平群真鳥^{へぐりのまとり}がもっぱら国政をほしいままにして王になろうとした。そこで、大伴金村連は太子に真鳥討伐を進言し、平群真鳥とその一族は大伴金村によって討ち滅ぼされた。これによって武烈天皇が即位することになり、大伴金村はその功績によって大連に昇格し、政権の中枢に進出することになった。金村は武烈天皇崩御に際し、皇位継承者が絶えてしまった時にも、男大迹天皇^{おおとこのすめらみこと}を即位させ継体天皇の治世を築くことにも成功し、継体—安閑—宣化の三代に渡って権勢を振るった。『日本書紀』では、大伴金村の失脚は、欽明紀元年(540年)に、物部尾輿^{ものべのおこし}によって30年前の「任那四県割讓」の責任を追及されたのが原因であるかのような書き方である。しかし、欽明元年になって突然30年前の責任が問われるのは不自然であるとの意見が多い。では、大村金村失脚の本当の原因は何だったのだろうか。一つの可能性として蘇我稻目の出現と関係があると言われている。稲目は宣化天皇即位に際して、大臣に任命されて初めて歴史の表舞台に登場する。つづく欽明朝においてもその地位は継続される。そして、稲目は自分の娘、堅塩媛^{きたしひめ}と小姉君^{おあねのみきみ}の二人を欽明の妃として嫁がせている。欽明天皇が蘇我稻目をブレーンとして重用し始めたために大村金村は一族が討たれる前に政界から引退したとも考えられる(武光誠『蘇我氏の古代史』平凡社新書、2008)。

(2) 蘇我氏の始祖

蘇我氏の出自について述べようとする場合、記紀に度々登場する「武内宿禰」(『古事記』では建内宿禰と表記)を避けてとおることはできない。「武内宿禰」とは、第12代の景行天皇から、成務・仲哀・応神・仁徳と、五代の天皇に仕えた最初の大臣である。特に神功皇后の三韓征伐を助けた忠臣として知られている。大臣としての在職期間は240年以上になり、280歳とか360歳とかを生き延びた人である。武内宿禰の出生に関しては『古事記』と『日本書紀』とでは食い違いが見られ、『古事記』では、「第八代孝元天皇の御子の比古布都押之信命が木国造の祖である宇豆比古の妹、山下影日売を娶り、建内宿禰を生んだ」とある。一方、『日本書紀』では、彦太忍信命は武内宿禰の祖父と記し、景行三年二月条に、「天皇が神祇祭祀をするために紀伊行幸を占われたが、吉と出なかったために、行幸を取りやめ、屋主忍男武雄心命を遣わして祭らせた。武雄心命は紀伊の阿備柏原に九年住まわれ、紀直の先祖菟道彦の娘影媛を娶り、武内宿禰を産ませた」とある。武内宿禰には九人の子があり、そのうちの七人から二十七の氏族が誕生したという。戦前までは、天皇に忠誠を尽くし、子孫を繁栄したという理由で理想的人物として称えられ、紙幣の肖像にも度々使用されていた。もちろん300年も生きる人はいないので、「武内宿禰」というのは、理想の臣下として後世の人々によって創出された人物であろう。直木孝次郎氏は、敏達・用明・崇峻・推古の四人の天皇に仕えた蘇我馬子をモデルに蘇我氏の始祖として武内宿禰が創出されたのであろうと推測している。



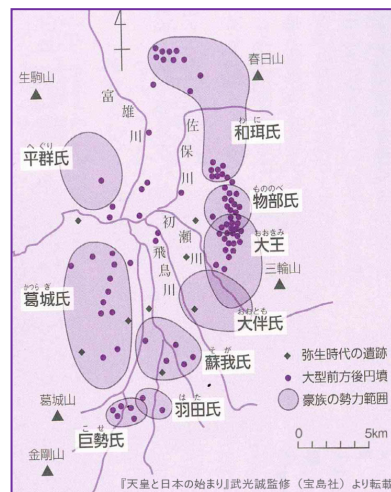
(3)蘇我氏の出自

蘇我氏が歴史の表舞台で活躍し始めるのは6世紀の蘇我稲目からである。『日本書紀』宣化紀の、天皇即位(536年?)に際し、「二月一日、大伴金村大連を大連とし、物部麁鹿火大連を大連とすることは、ならびに元(もと)のようであった。また蘇我稲目宿禰を以て大臣とした。阿倍大麻呂臣を大夫とした」とある。そして、次の欽明天皇の時代では、稲目は娘の堅塩媛と小姉君を欽明の妃とし、堅塩媛は大兄皇子(後の用明天皇)と額田部皇女(後の推古天皇)を産み、小姉君は泊瀬部皇子(後の崇峻天皇)を産んでいる。このように、蘇我家は天皇家の外戚となり、弱体化していた王権を立て直す役割を果たしたと思われる。

ところで、稲目より前の時代はどうなのであろうか。蘇我氏は、孝元天皇の曾孫にあたる武内宿禰の子の蘇我石川宿禰を始祖として、満智、韓子、高麗(馬背)、稲目と始まるが、武内宿禰は伝説上の人物であり、石川宿禰から高麗までの系譜も645年の蘇我入鹿が殺された(乙巳の変)後に、蘇我家の嫡流になった石川麻呂の手によって作られたと考えられている。稲目より前の正確な系譜をつかむことは、今となっては不可能だといえる(武光誠『蘇我氏の古代史』平凡社新書、2008)。

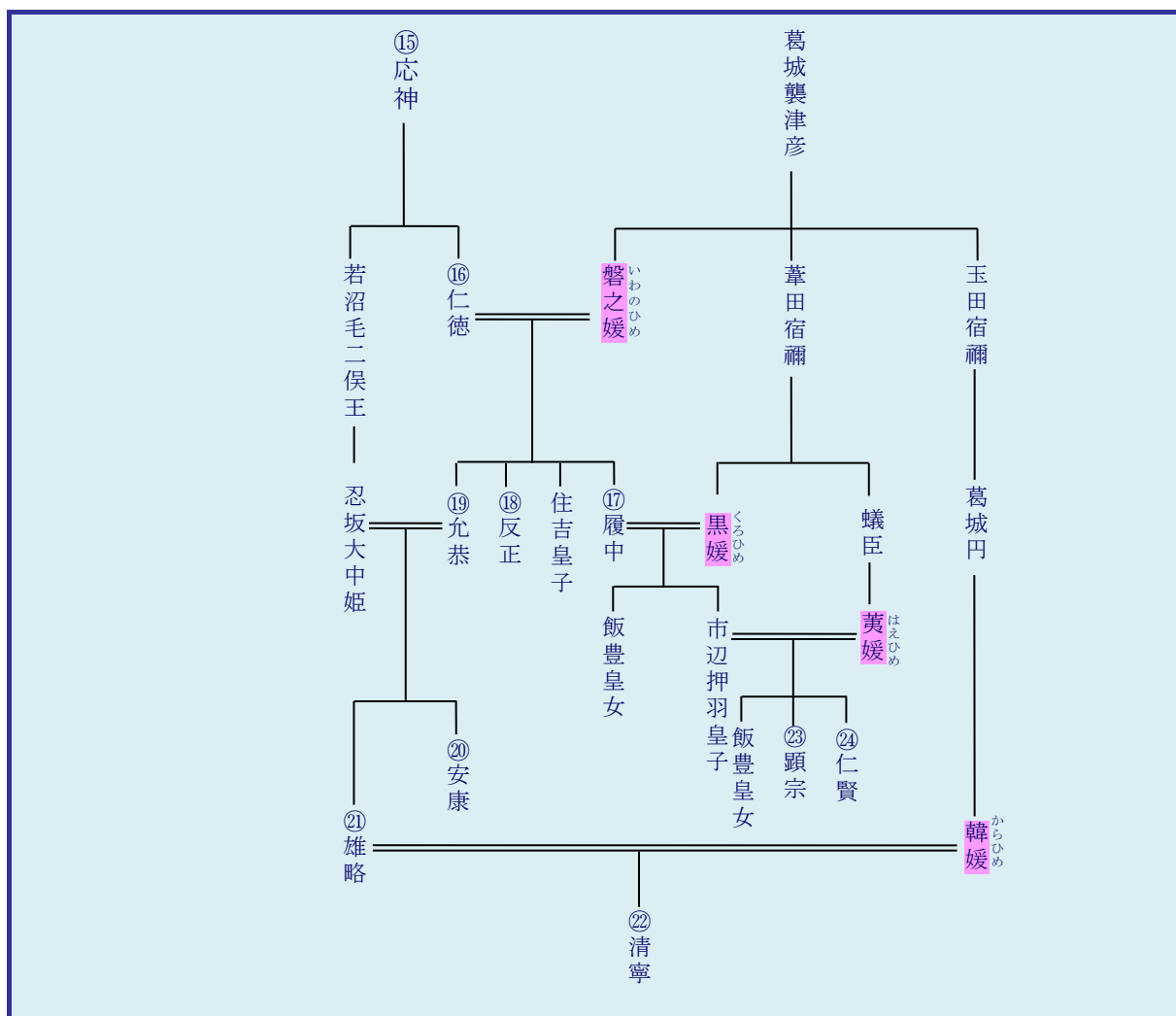
蘇我氏の出自と本拠地についてはいくつか説があるが、その中で大和国高市地方(奈良県橿原市曾我町一帯)とする説と大和国葛城地方(奈良県御所市と葛城市一帯)が有力である。高市地方を蘇我氏の本拠地とする根拠は、①宗我坐宗我都比古神社が高市にあること、②臣姓を名乗る豪族は本拠地の地名を氏とする慣わしがあること、③石川宿禰の屋敷が大和国高市県蘇我里にあったと伝えられていること(『紀氏家牒』)などによる。一方、葛城地方を蘇我氏の本拠地とする根拠は、①蘇我馬子が葛城県は自分の出身地(本居)で、その姓名も葛城に由来すると言っていること(『日本書紀』推古条)、②蘇我蝦夷が葛城の高宮に祖廟を立てていること(『日本書紀』皇極条)などによる。両地方とも文献や建造物から蘇我氏と関係のある場所であることは確かである。そこで、「五世紀に葛城地方に勢力を持っていた葛城一族の豪族の中から、稲目またはその父の代に独立して葛城地方を離れ、大和国高市地方の曾我の地に移動し、そこで新たに蘇我の氏を名乗るようになった」という推測が立てられている。

武内宿禰
— 蘇我石川宿禰 —
満智 — 韓子 —
高麗(馬背) —
稲目



(4) 葛城一族

葛城一族は、四世紀後半から五世紀末にかけて奈良盆地西南部に勢力を広げ、四世紀の仁徳天皇の時代から代々大王家の外戚として権勢を振るった大豪族である。例えば、仁徳天皇皇后の磐乃媛、履中天皇妃の黒媛、市辺押磐皇子妃の萐媛、雄略天皇妃の韓媛などは全て葛城一族出身の女性である。いわば、天皇を輩出する役割を担っていた豪族であった。この葛城一族の祖が武内宿禰の子の葛城襲津彦である。『日本書紀』から襲津彦に関する箇所を挙げれば次頁のようになる。襲津彦の活動が朝鮮半島に限定していることから、襲津彦の職掌は朝鮮半島諸国との対外交渉、具体的に言えば、鉄などの先進文物を手に入れ、技術者や職人を連れて来ることであったと言われている。それにしても、葛城襲津彦の活動は、神功五年(西暦325年?)から仁徳四十一年(430年?)までの期間に渡るので、かなり長寿な人であるように思えるが、これは一人の人物の活動ではなく、葛城一族の代々の首長が一人の人物の姿を借りて創出されたものであると考えられる。



書紀紀年	西暦	『日本書紀』の記述内容
神功5年	325年? (三国史記では418年)	三月七日、新羅王は以前に人質として倭に送られていた微叱許智伐早を取り戻すために、汗礼斯伐、毛麻利叱智、富羅母智らを遣わして朝貢してきた。使者たちは神功皇后を巧みに欺き、微叱許智伐早を連れて帰る。この時、葛城襲津彦がこれに付き添い新羅へ渡航することになった。鉏海の水門(対馬の鰐浦周辺?)に停泊した際、毛麻利叱智らは密かに舟と水手を準備して、微叱許智伐早を新羅に逃がせた。そこで、葛城襲津彦は使者たちを焼き殺し、新羅に向かった。新羅に着くと蹈輪津に陣取り、草羅城を攻め落として帰還した。この時捕虜として連れて来られた人々が、桑原・佐摩・高宮・忍海の四つの村の漢人の始祖となった。
神功62年	382年? (一説には442年)	新羅が朝貢しなかったので、葛城襲津彦を遣わして新羅を討たせた。『百濟記』によると、壬午の年、新羅が貴国(倭国)に朝貢しなかったので、貴国は沙至比跪を遣わして新羅を討たせようとした。ところが新羅は港で美女二人に出迎えさせて沙至比跪を惑わせた。美女に惑わされた沙至比跪は矛先を転じて加羅を攻めた。加羅の国王己本早岐は人民と共に救いを求めて百濟に逃げて来た。百濟はこれを厚遇した。加羅国王己本早岐の妹の既殿至が倭国に参向して沙至比跪の行為を報告すると、天皇はたいそうお怒りになり、木羅斤資を遣わして加羅を回復なされたという。一説によると、沙至比跪は天皇の怒りを知って公然と帰還することが出来ず、身を潜めていたが、皇宮に仕えていた妹を通して天皇の怒りがまだ解けていないことを知ると、岩穴に入って自害したという。 注.『百濟記』にみえる沙至比跪は通説では葛城襲津彦に比定されている。
応神14年	403年?	この年、百濟から弓月君が渡来して奏上した。「私は我が国の百二十県の自民を率いて渡航する予定でしたが、新羅人が邪魔をして、みな加羅国に留まっています」と。そこで、葛城襲津彦が遣わされて、弓月の人夫たちは加羅より召されたが、葛城襲津彦は三年を経ても戻ってこなかった。 注.弓月君は中国系渡来人秦氏の祖と言われている。
応神16年	405年?	八月、天皇は平群木菟宿禰と的戸田宿禰を呼びつけ、「襲津彦が長らく帰還しない。きっと新羅に邪魔をされているのだろう。速やかに新羅を討つて活路を開け」と命じられた。木菟宿禰らが新羅国境まで進むと、新羅の王は恐れをなして邪魔立てを止めた。そこで弓月の人夫を率いて襲津彦とともに帰還した。
仁徳41年	430年?	三月、紀角宿禰を百濟に遣わして、初めて国境を定め各国の郷土の特産物を記録した。この時、百濟王族の酒君が無礼を働いた。紀角宿禰は百濟王を責めたので、百濟王は酒君を鉄の鎖で縛って襲津彦に付して天皇に進上したが、到着すると石川錦織首許呂斯の家に逃げ隠れ、「天皇はすでに私の罪は許されています」と欺いた。しばらく後に、天皇は酒君の無礼を許された。

ところが、『日本書紀』を見てみると、第19代允恭天皇あたりから王家が葛城一族を肅清するような動きがみられる。允恭紀の五年(西暦416年?)七月の条に次のような記事がある。

五年秋七月十四日、地震があった。一月に亡くなられた反正天皇の殯(喪儀)の責任者に葛城襲津彦の孫の玉田宿禰が命じられた。地震のあった宵に、天皇は尾張連吾襲を遣わして殯宮の様子を見に行かせられた。吾襲は「皆集まり欠席者はいませんでした、殯宮責任者の玉田宿禰だけが欠けておりました」と報告した。天皇はそこで再び吾襲を葛城に遣わして玉田宿禰を見張らせられたところ、宿禰はちょうど男女を集めて酒宴を催していた。吾襲が事の次第を宿禰に告げると、宿禰は事が大きくなることを怖れて、馬一匹を吾襲に贈って油断させ、帰路待ち伏せして殺害した。そして武内宿禰の墓地に逃げ隠れた。天皇はこれを聞くと玉田宿禰を召された。宿禰は用心のために衣の下に鎧を着けて参上した。衣の下に鎧が見えたので、天皇はこれを確かめるために小墾田采女に命じて宿禰に酒を賜った。采女は衣の下にしかと鎧を見つけたので、そのことを天皇に申し上げた。天皇は兵を使って討たせようとされたが、宿禰はこっそり自宅に逃げ帰った。そこで天皇は玉田宿禰の家を包圍して殺害された。

允恭天皇も玉田宿禰も共に葛城系の人物である。そして、玉田宿禰はその当時の葛城氏の首長である。葛城に縁のある天皇が、殯宮の責任者としての職務を果たさなかったという理由だけで、どうして葛城氏の首長の玉田宿禰を殺害する必要があったのだろうか。平林章仁氏によれば、葛城玉田宿禰殺害の真相を解く人物は尾張連吾襲と小墾田采女であるという。采女というのは豪族が服属の証に天皇に差し出した姉妹や娘が起源で、後宮で天皇身辺の雑事をする女性であるが、天皇の子を産むこともあった。小墾田(小治田)というのは現在の奈良県高市郡明日香村雷丘周辺と比定されていて、記紀などにも小墾田(小治田)という文字が出てくるが、いずれも六世紀以降のことで、小墾田采女とは直接的な関連が見当たらない。小墾田采女は、小墾田の豪族が貢進した女性であると推測できるが、貢進者がわからない。そこで、小墾を尾張と解し、小墾田采女は尾張連氏が貢進した女性であったのではないか。ここで、尾張連氏と葛城の関係が問題となるが、記紀によれば、葛城の元の名前は高尾張邑であること、尾張連氏の祖に葛城を冠する女性がみられることなどから、尾張連氏と葛城氏とは浅からぬ関係であったことがわかる。そこで玉田宿禰殺害の真相は、允恭天皇が尾張連吾襲とその一族の小墾田采女を使って葛城の首長玉田宿禰を殺し、葛城氏と尾張連氏ら東海地域の豪族との関係を遮断し、天皇自らが東海地域との関係を手中に収めようとしたのだと推論している。(平林章仁『謎の古代豪族 葛城氏』祥伝社、2013、pp.142-152)。

允恭天皇が亡くなると、第二皇子の穴穂皇子が群臣の人望を失った兄の木梨輕皇子を滅ぼして即位して安康天皇となるが、天皇は家臣の根使主の讒言を信じて仁徳天皇の皇子の大草香皇子を殺害し、その妻の中蒂姫皇女を奪う。そのために、安康天皇は大草香皇子の遺子眉輪王に殺されてしまう。安康天皇の弟の大泊瀬皇子（後の雄略天皇）はこのことを知ると、眉輪王をはじめ政敵を次々と殺して王位に就く。この一連の事件は『日本書紀』にも『古事記』にも見ることができる。『日本書紀』安康紀元年（西暦454年？）には次のような記事がある。

安康元年春二月一日、天皇は弟の大泊瀬皇子（後の雄略天皇）の妻として、大草香皇子の妹の草香幡俊皇女を娶りたいと思われた。そこで坂本臣氏の祖根使主を遣わして大草香皇子に請うておっしゃいました。

「弟の大泊瀬皇子の妻にどうか妹君の幡俊皇女をもらいたい」

大草香皇子は答えておっしゃいました。

「近頃、病の症状がよくありません。例えて言うなら船に荷物を積み込んで潮が満ちるのを待つようなもので、後は最期を待つばかりです。しかしこれも寿命というものです。ただ、妹の幡俊皇女がひとりになってしまうと思うと不憫です。今、陛下が妹の醜い姿を嫌わず、宮廷の女性に加えて下さろうという、大変に有り難いお言葉を頂きました。どうして辞退などいたしましょうか。その丹心をお示しするため、我が家宝の押木珠纒を捧げます。お使いの根使主に預けて奉ります。つまらぬものでございますが、どうかお納め下さり、誼みの印として頂きたいと思えます」

使いの根使主は、大草香皇子が承諾のしるしに贈った高価な押木珠纒に心を奪われ、偽って天皇に次のように言いました。

「大草香皇子は命令を拒み、私に『天皇と同族の出身だと言われましても、どうして私の妹を差し出すことができましょうか』と申されました」

根使主のこぼれを信じた安康天皇は大いに怒って兵を出し、大草香皇子の屋敷を取り囲んで殺害された。この時、難波吉師日香蛟の父は、大草香皇子に仕えていました。主人が罪なくして殺されたことに心を痛めて、父は皇子の首を抱え、二人の子はそれぞれ皇子の足を抱えて、泣き悲しんで、

「わが主人の罪も無く死なれ給うことの悲しきこと。我ら父子三人、生前にお仕え申し上げ、死んで殉死をせずには臣下とは申せません」と言って自ら首を刎ねて、皇子の遺体の傍らで死んでしまいました。

兵士たちは涙を流して悲しみました。安康天皇は大草香皇子の妻の中蒂姫をお召しになって、宮中に入れられ妃とされました。また、幡俊皇女を呼び寄せて、大泊瀬皇子に娶あわされました。この年、大歳甲午。

安康紀元年の事件の続きはなぜか雄略紀のところで述べられる。

安康天皇が即位して三年の八月、天皇は沐浴をしようと山宮にお出ましになされた。^{たかどの}楼にお登りになって景色を眺めて楽しまれた。家臣に命じて酒宴を催され、やがて気持ちも高まりいろいろな話をなされ、皇后に次のようにおっしゃった。

「妻よ、お前がどれだけ仲睦まじくしてくれていても、朕は眉輪王を恐れている」と。

眉輪王はまだ幼くて、そのとき床下で遊んでいて、その話（天皇が眉輪王の父である^{おおくさかのみこ}大草香皇子を殺害したこと）を全て聞いていました。そのうちに天皇は皇后の膝枕で眠ってしまわれました。そこで眉輪王は熟睡されている天皇を刺し殺してしまいました。

^{おおとねり}大舎人が急いで^{おおはつせのみこ}大泊瀬皇子に知らせました。

「天皇が眉輪王に殺されてしまいました」と。

^{おおはつせのみこ}大泊瀬皇子は大いに驚いて、すぐに兄たちを疑い、鎧を着けて刀を取り、兵を率いて自ら將軍となって、^{やつりしろひこのみこ}八鈞白彦皇子を問い責められましたが、^{さかあいのくろひこのみこ}八鈞白彦皇子は座したまま何も語られませんでした。大泊瀬皇子はすぐに刀を抜いて兄の白彦皇子を斬り殺してしまわれました。次に^{さかあいのくろひこのみこ}坂合黒彦皇子を問い責められましたが、黒彦皇子も黙ったまま何もおっしゃいませんでした。大泊瀬皇子はますますお怒りになりました。すぐに眉輪王を殺してしまおうと思い、安康天皇暗殺の経緯を調べ問われました。眉輪王は言いました。

「私はもとより皇位など求めてはいません。ただ、父の仇を討ちたいだけです」

^{つぶらの}黒彦皇子は大泊瀬皇子にさらに疑われるのを恐れて、密かに眉輪王と連絡をとり共に宮殿を出て^{つぶらの}円大臣の家に逃げ込みました。大泊瀬皇子は使いを遣わして引き渡しを求められたが、^{つぶらの}円大臣は使いを返して返答されました。

「臣下に何か事あるときに王宮に逃げて入るということはよく聞きますが、君主が臣下の家に隠れるなどという話は未だ聞いたことがありません。確かに先ほど、坂合黒彦皇子と眉輪王は臣下であるわたしを頼って、わたしの家に来られました。それをどうして黙って引き渡すことなど出来ましょうか」と。

これによって^{おおはつせのみこ}大泊瀬皇子はさらに兵を増やしてし、大臣の家を取り囲みなさった。大臣は庭に出て立ち、^{あゆい}脚帯（袴の裾を結ぶ紐）を求められました。大臣の妻が脚帯を持って来て歌を歌われました。

^{おみこ}臣の子は ^{たへ}楮の ^{はかま}袴を ^{ななへお}七重着し ^{にわた}庭に立たして ^{あゆい}脚帯なだすも

大臣は装束を整え、^{おおはつせのみこ}大泊瀬皇子の軍の前へ進み出て、拝礼して述べられました。

「わたくしは殺されようとも、あえて命を差し出すことはできかねます。古の人は言いました。『卑しい人の志ですら奪うことは難しい』と。これはまさにわたくしのための言葉です。伏してお願いいたしますことは、娘の^{かみひめ}韓媛と葛城の領地七か所を献上することで、罪を贖うことをお聞き入れくださいまし」と。

しかし^{おおはつせのみこ}大泊瀬皇子はそれを聞き入れることはなく、火をつけて大臣の家を焼き払いなかりました。大臣と^{さかいあべのむらじにえのすくね}黒彦皇子と眉輪王は共に焼き殺されてしまいました。このとき^{さかいあべのむらじにえのすくね}坂合部連贇宿禰も皇子の屍体を抱いて焼き殺されました。舎人たちが死骸を取り拾ったが、骨を選び分けることができず、それで一つの棺に骨を全部入れて^{いまきのあやのつきもと}新漢槻本の南の丘に埋葬されました。

眉輪王による安康天皇殺害事件は「眉輪王の変」と呼ばれるが、それに続く葛城つづらのおおみ大臣はんさつ燔殺事件も含めて、『記・紀』にありがちな創作の可能性も十分に考えられる。というのは、仁徳天皇の時世までは父子間による直系相続であったが、仁徳天皇以後は兄弟相続が多くなったために王位継承をめぐる兄弟間で争いが増える。特に、允恭天皇が亡くなった後、王家は外戚を巻き込み「履中系王統」と「允恭系王統」の対立が激化したもようである。さらに允恭系王統の内部でも軋轢が生じていたようである。『日本書紀』の雄略即位前記には、「安康天皇が市辺押磐皇子いちのべのおしわのみこに王位を継承させようとしたことを恨み、雄略が市辺押磐皇子を暗殺した」とあるので、安康天皇殺害の真犯人は雄略の可能性を指摘する研究者もいる。その場合、「眉輪王の変」の物語は、雄略が安康を殺害したことを隠蔽する目的で述作されたとも考えられる(加藤謙吉『大和の豪族と渡来人』吉川弘文館、2002, p.58)。いずれにしても、葛城一族のトップのつづらのおおみ円大臣、同じく葛城一族であるとともに皇位継承者でもあった市辺押磐皇子いちのべのおしわのみことその弟の御馬皇子みまのみこたちが立て続けに殺されていったわけである。このように、代々大王との婚姻関係の上に権勢を振っていた葛城一族は、反葛城系の雄略によって政権中枢から消えていくことになる。

仁徳・履中系王統	允恭系王統		
仁徳天皇	安康天皇	殺害 ➡	木梨軽皇子
履中天皇	雄略天皇	殺害 ➡	八鈞白彦皇子
大草香皇子			坂合黒彦皇子
市辺押磐皇子	清寧天皇		
葛城一族	湖北の政治集団		
日向諸君一族	和邇一族		
吉備一族			

(5) 蘇我稲目

六世紀前半になると、ヤマト王権の政治体制は地方豪族を含めた連合政権から畿内の有力豪族を中心とする合議制に変化した。この合議制というシステムがいつ始まったかは定かではないが、『日本書紀』の宣化元年二月条に、「二月一日、大伴おおとものかむら金村大連を大連とし、物部もののべのあらかい麁鹿火大連を大連おむらじとすることは、ならびに元のようにであった。また蘇我そがのいなめのすくね稲目宿禰を以て大臣とした。阿部大麻呂臣を大夫とした。」とある。ここに合議制の参加資格のある「大夫」と名前が見られるので、おおよそこの時代周辺で成立したものと推測できる。「大夫」とは、「前まえつ君きみ」すなわち「大王の御前に仕える身分の高い人」を意味し、政務の審議や決定に参加できる身分を表す。六世紀に「大夫」に任じられた氏族をあげると、阿部あべのおみ臣・紀きののおみ臣・巨勢こせのおみ臣・膳かほでのおみ臣・葛城かつらぎのおみ臣・平群へぐりのおみ臣・坂本さかもとのおみ臣・春日かすがのおみ臣の八つの臣姓氏族と大伴おおともむらじ連・物部もののべむらじ連・中臣なかつみのむらじ連の三つの連姓氏族と三輪みわのきみ君の計十二氏族である(加藤謙吉『大和の豪族と渡来人』吉川弘文館、2002、p.197)。このような「大夫」を束ねた最高執政官が「大臣」と「大連」ということになるのだろう。ただ「大臣」と「大連」に関しては、「大臣」を「オオオミ」と読み、「大連」を「オオムラジ」と読むのは、後の時代の臣姓氏族や連姓氏族たちが、それぞれの氏族の伝承の中で、自分たちの祖先を顕彰けんしょうするために、「臣」や「連」のカバネに美称を意味する「大」の字をつけて造作されたものであると指摘されている。それに対して、宣化元年二月条に見られる「大臣」は「オオマエツキミ」と読み、「大夫」の最高執政官を表すものであって、雄略即位前紀などに出てくる「葛城円大臣」や「平群真鳥大臣」のような「大臣」とは別である。

「大臣」(オオマエツキミ)は、宣化朝に蘇我稲目が初めて就任し、その後を馬子・蝦夷・入鹿と代々蘇我氏に受け継がれた職位であると言われている。しかし、なぜ宣化朝に稲目が突如「大臣」(オオマエツキミ)に就任したかは明らかにされていない。ある説では、「蘇我氏は葛城氏の流れをくむ氏族であり葛城氏の勢力基盤を継承した」とか、あるいは、「蘇我氏は渡来系氏族を配下に組み入れて王権の財政を担当して成功した」とか、また別の説では「分裂していた王権の收拾にあたり、欽明王権を支持することで権力を手にした」など、様々な説が提示されている。『日本書紀』の欽明紀三十一年(570年)に、「春三月一日、蘇我大臣稲目宿禰すくねが薨じた」とある(『元興寺縁起』では稲目は己丑年、つまり欽明三十年(569年)に薨じたとある)。稲目が宣化元年(536年)に何歳で大臣に就任したのか分からないが、欽明二年に、娘の堅塩きたしひめ媛おあねのきみと小姉君を欽明に嫁がせているので、かなり高齢で亡くなったと思われる。

ところで、2014年8月、以前から稲目の墓として有力視されていた「都塚古墳みやこづか」に新たな発見が発表された。従来は一辺28mの方墳とされていたが、東西41m、南北42m、高さ4m以上の巨大方墳で、しかも国内で例のない階段ピラミッド状古墳であることが判明した。この「都塚古墳」は、馬子の墓とされている「石舞台古墳いしぶたい」の東南400mの高台にある。

(6) 仏教伝来

六世紀中頃から朝鮮半島の高句麗・百濟・新羅の覇権争いは激しさを増していく。545年、高句麗で政変が起こり高句麗王朝に亀裂が生じた。これを知った百濟の聖王(聖明王)は、551年に漢山城を取り戻すが、翌年、新羅に奪われてしまう。劣勢になった百濟は倭国に軍事協力を要請してくる。このような情勢下で百濟から仏教伝来があったのは、日本の軍事協力に対する見返りの意図があったと推測されている。『日本書紀』にそって、欽明十三年(552年)の記事を要約すると次のようになる。

冬十月、百濟の聖王(聖明王)が使節を遣わして、釈迦仏の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干巻を奉り、別に上表し、仏像礼拝の功德を述べた。

欽明天皇

「かつてこれほどな妙法を聞いたことがない。しかし、自分ひとりでは決められない。西国から伝わった仏の顔は、端麗の美を備え、見たことのないものである。これを祀るべきか。」

蘇我稲目

「西方の諸国はみな仏像を礼拝しています。どうして『豊秋日本』だけがそれに背くべきでしょうか。」

物部尾輿・中臣鎌子

「わが国の王たる者は、恒に百八十神を以って、春夏秋冬にお祀りされることが仕事です。今改めて、蕃神を拝めば、恐らく国神の怒りを招くでしょう。」

欽明天皇

「それでは稲目宿禰に授けて、試しに礼拝させてみよう。」

稲目は小墾田の家に仏像を安置し、ねんごろに仏道を修めるよすがとした。向原の家を清めて寺とした。その後、国内に疫病が流行り、死する者が多くでた。そこで物部尾輿と中臣鎌子らは次のように述べた。

物部尾輿・中臣鎌子

「あの時、臣の意見を聞いて下さらなかったでのこの疫病を招きました。いま元に返されたなら、きっとよいことがあるでしょう。仏を早く捨てられ、後の福を願うべきです」

欽明天皇

「申すようにせよ」

役人は仏像を難波の堀江に流し捨て、寺に火をつけて余すところなく焼いた。

仏教公伝については、『日本書紀』の552年説と、『法王帝説』・『元興寺縁起』等の538年説があるが、おそらく538年が正しい仏教公伝の年であると思われる。これについては、仏教美術史家の平子鐸嶺が明治38年に発表した説がある。平子氏は、欽明天皇の即位年について、『日本書紀』の539年は誤りであり、『法王帝説』の531年が正しいと論じた。井上光貞(『日

本の歴史』 p.512)に、平子鐸嶺^{ひらこたくれい}の説が次のように紹介されている。

「百済の聖明王が仏像と経論を大和朝廷に送ってきた年を、日本書紀は欽明天皇の第十三年(五五二)としていることは有名(仏教公伝)だが、この五五二年説をとっているのは日本書紀だけで、奈良時代の末以前にできた他の本はどれも戊午年(五三八)説である。たとえば、法王帝説には欽明天皇の御世の戊午年(五三八)とし、のちに述べる『元興寺縁起』その他では欽明第七年戊午年といっている。これは、五三八年(戊午)説の正しい証拠だが、もし日本書紀のように欽明天皇の即位年が五三九年だったら、それより一年前が『欽明天皇の御世』といわれるはずはないではないか。これに反して法王帝説のいうように、欽明の即位年が五三一年ならば、仏教伝来はたしかに『欽明天皇の御世』のことになるし、また五三八年は、まさしく『欽明第七年』となるからである」

それではなぜ『日本書紀』は552年を仏教公伝の年としたのか。それは日本書紀が編纂されていた頃の末法思想の影響があると考えられている。このことを最初に唱えられたのは田村圓澄^{たむらえんちよう}氏である。末法思想とは釈迦の教えが時間とともに歪められるという考えで、紀元前949年の釈迦の入滅後の500年間は、釈迦の教えが正しく伝わる^{しょうぼう}正法時代、次の1000年間は釈迦の教えが歪められていく^{ぞうぼう}像法時代、そして像法時代を過ぎると、釈迦の教えが形骸化してしま^{まっぼう}う末法時代に入るという考えである。552年は末法時代の一年目にあたるのである。日本書紀の編纂者が何らかの意図があって仏教公伝の年代を末法時代の一年目に設定したと思われる。

仏教公伝、つまり国家間の公的な伝来はとりあえず538年として、民間レベルでの伝来はいつごろから始まっていたのだろうか。朝鮮半島や中国大陸からの渡来人の往来を考えれば、仏教の公伝以前に市井ではすでに仏教が知られていたとしても不思議ではない。日本に住み着いた渡来人の間ですでに信仰されていたという可能性も十分あり得る。仏教公伝以前の仏教の受容に関しては、平安時代に延暦寺の僧皇^{こうえん}円^{えん}の編集した『扶桑略記』^{ふそうりやくき}がよく引き合いに出される。このなかで引用されている日吉山の薬恒法師が記した「法華験記」^{ほっけげんき}の中で、延暦寺の僧の「禪岑記」^{ぜんしんき}によれば、継体天皇の十六年(522年)に、大唐漢人で案部村主の司馬^{くらにつくりのすぐり}達止^しが二月に来朝し、草堂を大和国の高市郡坂田原^{さかたはら}に結び、本尊を安置して帰依礼拝していたという。そして、欽明天皇以前に、唐の人が仏像を持ってきたが、流布しなかったと述べている。この司馬達止という人は推古朝で活躍した止利^{しり}仏師(鞍作鳥)の祖父にあたる。案部というのは鞍部のことで、朝廷において馬具の制作を世襲で携わっていた工人のことである。

③ ヤマト政権の地方支配

(1) 国造による地方政治

『日本書紀』の第十三代成務天皇五年九月条に、「諸国に令して、国郡に造長を立て、県邑に稲置を置つ。並びに盾矛を賜ひて表とす。即ち山河を隔ひて国県を分ち、阡陌に随ひて、邑里を定む」とある。また、『古事記』の成務天皇の条には、「大國小国の国造を定め賜ひ、亦国国の堺、及び大県小県の県主を定め賜ひき」とあるが、これらの記述はもちろん史実ではない。これらの記述は、景行天皇の御代に全国平定が終わり、その次の成務天皇の時世に全国支配の制度が整ったとする記紀編纂者の物語構想に基づく記事である。国造による地方統治の制度がいつごろ成立したかを示す確かな史料はないが、西日本では磐井の乱後の六世紀中頃にほぼ一斉に施行され、東日本ではそれより半世紀ほど後に、やはり一斉に施行されたと考えられる(篠川賢『大王と地方豪族』山川出版社、2001、pp.085-088)。

国造とはヤマト政権が任命した地方官のことであるが、その任にはヤマト政権に服属した地方豪族があてられたと考えられる。国造には各自の支配地域を統治するのに必要な行政権・裁判権・軍事権・徴税権・祭祀権などが与えられたが、これらの権限はそもそも在地首長として国造就任以前から所有していたものと考えられる。言い換えれば、国造制とは地方豪族が在地首長として既得していた支配力に依拠した地方支配システムである。ヤマト政権は在地首長を国造に任命して各自の支配地域における支配権を保障する代わりに、労働力や兵士の提供、特産物などを貢上する職務義務を負わせた。また、国造は一族の中から、舍人(大王や王族に近侍し、その護衛などに従事する男子)、鞆負(宮廷諸門の警護をする男子)、采女(大王に近侍し、主に食膳に奉仕する女子)などを出仕させる義務を負った。

もちろん国造任命以前から、地方豪族はヤマト政権に対して仕奉関係にあったわけだが、ヤマト政権が地方豪族の地域支配権を保障するというものではなかった。それが国造制の設置によって、両者の主従関係が明確になり、中央政権による地方支配が全国的にかつ強化できるようになったということであろう。

(2)ミヤケの経営

ヤマト政権の直轄領をミヤケという。歴史的には、6世紀までにヤマト政権の大王が直接に開発した畿内とその周辺の屯田を前期ミヤケといい、継体21年(527年)の磐井の乱以降に、地方の国造が贖罪として献上したミヤケを後期ミヤケとして分類されることがある。いずれにしてもヤマト政権の直轄領をミヤケという。元来は「耕作地とそこで収穫した稲を収納する倉」をさすと思われる。というのは、ミヤケという語は「ヤカ」(家・宅)の音韻変化した「ヤケ」に尊敬の接頭辞「ミ」が付いてできた語で、『日本書紀』では、主に「屯倉」の漢字を当てている。また、『古事記』では「屯宅」「屯家」「三宅」の漢字が当てられ、『風土記』では、「御宅」「三宅」「三家」の漢字が当てられている(熊谷公男『大王から天皇へ』講談社学術文庫、2008、p.176)。これら「宅」「家」「倉」の漢字が用いられていることから推察すると、イヤケの語義は「王権が直接経営する建物(施設)」だと考えられる。このような屯倉はどのようにして運営されていたのだろうか。『日本書紀』の欽明紀に次のような記述が見られる。

【欽明十六年】(555年)

秋七月四日、蘇我大臣稻目宿禰・穂積磐弓臣らを遣わして、吉備の五郡に白猪の屯倉を置かれた。

【欽明十七年】(556年)

秋七月六日、蘇我大臣稻目宿禰らを、備前の児島郡に遣わして、屯倉を置かせた。葛城山田直瑞子を田令とした。

【欽明三十年】(569年)

春一月一日、詔して、「田部が設けられてから久しいが、年齢が十歳になっても戸籍に漏れているため、課役を免れる者が多い。胆津を遣わして、白猪田部の丁の籍をあらため調べ確定せよ」と言われた。

夏四月、胆津は白猪田部の丁者を調べて、詔に従い戸籍を定めた。これにより田戸ができた。天皇は胆津が戸籍を定めた功をほめて、姓を与えて白猪史とされた。すなわち、田令に任命されて、瑞子の副官とされた。

※田令…屯倉経営のために中央から派遣される役人。

※戸籍…律令制下のような戸ごとにその家族のすべてを登録したものとは異なり、田部の名のみを書いた籍。

※胆津…百済系渡来人王辰爾の甥。

※丁…公用のために徴発された人民。

※田戸…従来よりも詳細な田部の戸籍。

※史…渡来系の者に与えられる姓。

これによると、白猪屯倉の設置には蘇我稻目らが派遣されたようである。屯倉の現地管理者(田令)は、元来、現地の国造が務めていたようであるが、六世紀半ばを過ぎると

中央から豪族(ここでは葛城山田直瑞子^{かつらぎのやまのあたみつこ})が派遣されて屯倉経営にあたったようである。また、ミヤケの耕作には田部^{たべ}という部民^{べのみやつこ}があたり、田部は戸籍によって掌握されていた。このように、「ミヤケ」といえば、田地と倉を中心とするミヤケを考えがちであるが、ミヤケにはいろいろな形態のものがあつたようである。例えば、九州の那津官家^{なのつのみやけ}(大宰府の前身)などのように軍事上の要地に設置された出先機関も「ミヤケ」と呼ばれていた。それゆえ、ミヤケを単なる「直営田地と倉」とだけ考えるのではなく、ヤマト王権が多様な目的を果たすために設けられた「政治的軍事的拠点」(館野和己「ヤマトと王権の列島支配」)と考えるのが妥当かもしれない。

(3) 部民制

大王・王妃・王族・中央豪族などに隷属し、生産物の貢納や労役の奉仕を行う集団を部^べ、または部民^{べのみやつこ}という。部民はその名称から、①錦織部^{にしきおりべ}・鍛冶部^{かぬちべ}・陶作部^{すえつくりべ}・鞍作部^{くらつくりべ}・馬飼部^{うまかいべ}のように職務内容を名称としたもの、②小長谷部^{おほつせべ}・白髪部^{しらかべ}・刑部^{おさかべ}のように大王や王族の官号を付したもの、③大伴部^{おおともべ}・物部^{ものべ}・蘇我部^{そがべ}・和珥部^{わにべ}のように氏族名を付したものの、の三つに分類され、①を品部^{しなじのとも}とよび、中央政権に所属する職業部、②を王族私有民(名代・子代)、③を豪族私有民(部曲)というようにとらえられてきた。しかし、近年の研究では、部民制というのは大王への奉仕を前提に王族や豪族が土地と王民を分有する制度と捉え、②や③の部を私有民と呼ばなくなっている(熊谷公男『大王から天皇へ』講談社学術文庫、2008、p.178)。部民制の起源はワカタケル大王の時代の「杖刀人^{じょうとうじん}」や「典曹人^{てんそうじん}」にもとめることができる。彼らは後世の部民に相当する人々であつたと思われるが、当時はまだ種々多様な部民には分かれておらず、「杖刀人」(武力をもって大王に仕える人々)と「典曹人」(文筆をもって大王に仕える人々)に分かれていたのだらうと推定される。その後、五世紀の後半から六世紀初頭にかけて、百済の部司制度にならって部民制が成立したものと推定されている。部民制のしくみはまだ十分に解明されていないために分かりにくいものになっているが、だいたい次のように説明できる。全国各地の国造の領内に部が設置され、国造一族など在地の有力者がその統率にあつた。この役職を(地方の)伴造^{とものみやつこ}という。(地方の)伴造は自分の統率する部から、例えば舍人^{とねり}(王宮を警護する兵)や膳夫^{かしわで}(王宮の賄い係)らの人材を王宮に出仕させなければならなかった。彼らのように自身の労働力をもって王権に仕え奉る人材をトモという。中央に出仕したトモは中央の伴造の管理下に置かれた。例えば、舍人なら刑部造氏の管理下に、膳夫なら膳氏の管理下に置かれた。このように部民制はヤマト政権の職務分掌の制度であると同時に地方支配の制度でもあつたと考えられる。

(4) 氏(ウジ)と姓(カバネ)

六世紀のヤマト政権では、大王を中心に、主に大和と河内^{かわち}そしてその周辺に基盤を持つ豪族によって成り立っていた。彼らは始祖を同じくする同族集団を作って、大王の政治的補佐や軍事・祭祀などの官職について王権の職務を分担した。この親族的組織であり政治的組織を氏(ウジ)という。ウジは血縁関係にあるのが基本であるが、血縁関係にない身内も同じウジの一員であったようである。ウジの名としては、蘇我^{そが}・平群^{へぐり}・阿部^{あべ}・巨勢^{こせ}・和珥^{わに}・吉備^{きび}・出雲^{いずも}など、居住地名に由来するものと、大伴^{おおとも}・物部^{ものべ}・中臣^{なかとみ}・土師^{はじ}・膳^{かむで}など、職掌に基づくものがある。ウジの構成員を氏人^{うじびと}といい、氏人^{うじびと}を率いる一族の長を氏上^{うじのかみ}という。氏上^{うじのかみ}は氏の代表として政権に参与した。これに対し、大王はそれぞれの氏の家柄や地位を示す称号として姓(カバネ)を与えて、身分序列を示して豪族を統制した。カバネには、臣^{おみ}・連^{むらじ}・君^{きみ}・直^{あたえ}・造^{みやつこ}・首^{おびと}・史^{ふひと}などがあったが、その中で上位のカバネが臣^{おみ}と連^{むらじ}であった。臣系氏族は大王家から分かれた系譜であり、その始祖は武内宿禰^{たけうちすくね}である。また、臣系氏族は蘇我^{そが}(橿原市曾我町^{かしはらそがへぐり})・平群^{へぐり}(生駒市平群町^{へぐりあべ})・阿部^{あべ}(桜井市阿部^{あべ})・巨勢^{こせ}(御所市古瀬^{ごせこせ})・和珥^{わに}(天理市和爾町^{わに})のように、ヤマトの地名をウジ名とする豪族が多い。一方、連系氏族は大王家とは異なる系統の神々を始祖とする系譜であり、大伴^{おおとも}・物部^{ものべ}・中臣^{なかとみ}・土師^{はじ}・忌部^{いんべ}・弓削^{ゆげ}・犬養^{いぬかい}などのように、職名をウジ名とする豪族に多い。連系氏族は早くから大王家に服従し、大王の手足となってその職務を遂行してきた氏族といえる。それゆえ、大王家への忠臣度^{おみ}は臣系氏族よりも強い。このように、ヤマト政権を構成する豪族たちは、大王家に対する貢献度や地位に応じて、ウジの名とカバネの名を賜り、支配者層としてその特権的地位を世襲していった。このような豪族統制システムを氏姓制度という。そして、六世紀のヤマト政権は、主に臣姓^{おみ}の豪族と連姓^{むらじ}の豪族によってその政権中枢が形成されていた。しかし、この臣姓^{おみ}豪族と連姓^{むらじ}豪族は、その性質の違いからしばしば対立したようである。連姓^{むらじ}豪族のトップは大連の物部氏と大伴氏の両氏であるが、大伴氏は、欽明元年(540年)の大伴金村の失脚によって政権中枢から姿を消す。そしてそれ以降は物部氏が連姓^{むらじ}豪族のトップとして、臣姓^{おみ}豪族のトップの蘇我氏と対立する構図となる。

4 物部氏の没落

(1) 物部氏の伝承

『日本書紀』によれば、物部氏の始祖は饒速日命^{にぎはやのみこと}ということである。饒速日命^{にぎはやのみこと}とは天の羽々矢^{ははや}（蛇の呪力を負った矢）と歩鞞^{からゆき}（背負い矢入れ）を携えて、神武天皇の東征より先に河内の哮峰^{たけりのみね}に天より降り立ったといわれる天つ神の御子である。饒速日命^{にぎはやのみこと}は地上に降りると、やまとの土豪長髓彦^{ながすねひこ}の元に身を寄せ、長髓彦^{ながすねひこ}の妹を妻にして一族の主君となった。磐余彦尊^{いわふね}（神武天皇）が東征してきたとき、長髓彦^{ながすねひこ}は磐余彦尊^{いわふね}（神武天皇）に対して、「昔、天の磐船にのって、天つ神の御子の櫛玉饒速日命^{くしたまにぎはやのみこと}さまが天降られました。それ以来私は饒速日命^{にぎはやのみこと}を君として仕えております。あなたはご自分が天つ神の子だと言われますが、一体、天つ神の御子は二人もおられるのですか。どうしてまた天つ神の御子と名乗って人の土地を奪おうとされるのですか」と言う。すると、磐余彦尊^{いわふね}（神武天皇）は、「天つ神の子はたくさんいる。お前が君とする人が天つ神の子ならば、証拠のしるしがあるはずである。それを持って来てごらんさい」と言われた。長髓彦^{ながすねひこ}が饒速日命^{にぎはやのみこと}の天の羽々矢^{ははや}と歩鞞^{からゆき}を示すと、磐余彦尊^{いわふね}（神武天皇）は、「これは本物である」とおっしゃり、ご自分も天の羽々矢^{ははや}と歩鞞^{からゆき}を長髓彦^{ながすねひこ}にお示しになられた。長髓彦^{ながすねひこ}はこれを見て恐れかきこまるものの改心はせず、自分の仕える饒速日命^{にぎはやのみこと}こそが本物の天つ神の御子であると信じて、磐余彦尊^{いわふね}への攻撃を止めようとしなかったため、饒速日命^{にぎはやのみこと}によって殺害される。そして、饒速日命^{にぎはやのみこと}は長髓彦^{ながすねひこ}の部下たちを率いて磐余彦尊^{いわふね}（神武天皇）に忠誠を誓う。

(2) 物部氏の職掌

『日本書紀』から、物部氏の職掌に関する記事を拾えば、次頁の表のようになる。これを見ると、物部氏の職掌は、崇神天皇^{すじん}や垂仁天皇^{すいにん}の頃には宮中祭祀の仕事がその職掌の中心であったようであるが、五世紀の雄略天皇の頃になると、主に天皇の親兵的存在となり、天皇直属の警察組織としての任務が物部氏の職掌になったように見える。物部氏の職掌は祭祀的職掌から軍事・警察的職掌に変化していったものと推察できる。このことに関して直木孝次郎氏は次のように述べている。

古代では裁判はすべて神前裁判であり、ことの是非善悪は神意によってきまり、処罰・処刑も神意の発想としておこなわれる。司祭は同時に裁判官であり、神につかえるものは検察官となる。もともと神事に関係した物部氏は、こうした事情によって裁判・警察に関係し、武力をもち、軍事的氏族に成長していったのであろう。（直木孝次郎『古代国家の成立』中公文庫、2004改訂、p.38）

雄略天皇は天皇専制政治を目指した、五世紀最強の天皇であった。天皇直属の警察的集団であった物部氏は、この時期に飛躍的に勢力をつけたものと思われる。その結果、527年の筑紫国磐井の乱の際には、物部麁鹿火は討伐将軍に任じられることになる。

書紀紀年	西暦	物部氏の登場する事件
崇神 07 年 08 月	216 年?	物部連の先祖伊香色雄が、神班物者（神に捧げるものを分つ人）に任じられた。
崇神 07 年 11 月	216 年?	物部連の先祖伊香色雄に命じて、八十平瓮（沢山の平皿）を神祭の供物とさせた。
垂仁 26 年 08 月	276 年?	天皇は物部十千大連に命じて、出雲の神宝を檢校させた。
垂仁 87 年 02 月	337 年?	大甲姫が物部十千大連に命じて、石神神宮の神宝を管理させた。
雄略 07 年 08 月	463 年?	吉備の豪族下道臣前津屋が天皇に無礼行為を行った際に、物部の兵士三十人を遣わして、前津屋と同族七十人を殺す。
雄略 12 年 10 月	468 年?	木匠の鬮鷄御田が伊勢の采女を犯したと疑い、殺そうと思われて物部に渡された。
雄略 13 年 03 月	469 年?	皇族齒田根命が密かに山辺小島子という采女を犯した。天皇は齒田根命を物部目に預けて、罪状を責め問わした。
雄略 13 年 09 月	469 年?	工匠の猪名部真根を処刑するために物部に渡された。しかし、同僚の真根を惜しみ嘆く歌を聞いて刑を許された。
雄略 18 年 08 月	474 年?	伊勢の朝日郎を討つために、物部菟代宿禰と物部目連を遣わした。

(3) 物部守屋と蘇我馬子の対立

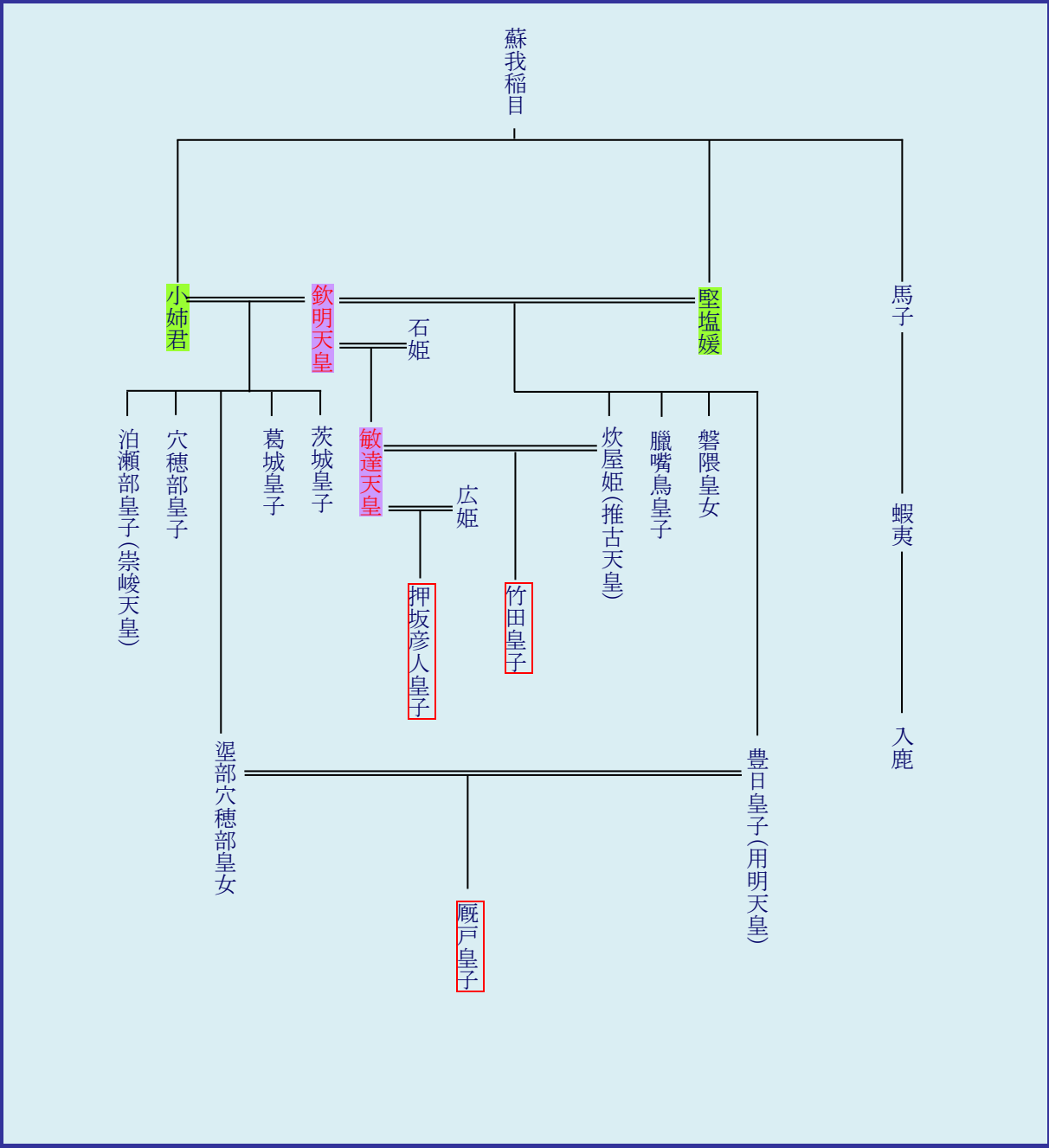
欽明三十一年(570年)の春三月に蘇我稲目が亡くなり、翌欽明三十二年(571年)四月に欽明も稲目の後を追うように崩御する。王位を継承したのは欽明天皇の第二皇子の淳中倉太敷皇子であった。第一皇子の箭田珠勝大兄皇子は欽明十三年(552年)に薨去している。淳中倉太敷皇子は即位して敏達天皇となる。母は宣化天皇の娘石姫皇后である。『日本書紀』の敏達天皇元年条に、「四月、物部弓削守屋大連とすることは、元のようにであった。蘇我馬子宿禰を大臣とした」とある。つまり、時代は物部尾輿と蘇我稲目の時代から物部守屋と蘇我馬子の時代に入ったわけである。

尾輿と稲目の関係は、対立はあったものの良きライバル同士であった。しかし、守屋と馬子はそうはならなかった。欽明天皇の御代に物部尾輿と中臣鎌子に進言によって、難波の堀江に仏像が捨てられてからしばらく仏教信仰は停滞を余儀なくされていたが、敏達十三年(584年)に、百濟から二軀の仏像が日本にもたらされた。馬子はこの二軀の仏像を祀る修行僧を探した。このとき播磨国に住む高句麗からの渡来人の還俗僧恵便を見つけ、彼を師として、善信尼、禅蔵尼、恵善尼の三人の尼僧に仏像を祀らせた。そして馬子は自宅の東に仏殿を建て、仏像を安置して法会を営んだ。すると、齋食の椀の中に仏舍利(釈迦の骨)が現れたという。馬子は翌585年、大野丘の北(橿原市和田町)に塔を建てて、仏舍利を納めた。ところが、その直後、馬子は流行っていた疫病に罹ってしまう。馬子が卜部に占わせると、「お父様の時に

祀った仏に崇られています」という。このことを馬子が敏達^{びだつ}に奏上すると、敏達^{びだつ}は「卜部の言葉に従って、父上の信心された仏をお祀りするよう」とおっしゃった。馬子は仰せに従い石像を礼拝しお祈りをした。これに対し、物部弓削守屋大連^{ものべのゆげのもりやのおおむらじ}と中臣勝海大夫^{なかとみのかつみのまへつきみ}らが、「前帝の時代から度々疫病が流行り民衆が死ぬのは、偏に蘇我氏が仏法を広めたことによります」と奏上した。敏達^{びだつ}はこれを聞き入れて仏法を禁じる命令を出した。物部弓削守屋大連^{ものべのゆげのもりやのおおむらじ}は自ら寺に赴き、塔を切り倒し、仏像仏殿ともども焼き払った。そして焼き残った仏像を集めて難波の堀江に捨てさせた。さらに尼僧たちの法衣を奪い、海石榴市^{つばきち}(桜井市^{かなや}金屋^{かなや}にあった古代の市)の亭^{てい}(馬家)で鞭打ちに処した。その後国中に痲瘡^{ほうそう}で亡くなる者が増えた。敏達^{びだつ}天皇も痲瘡^{ほうそう}に冒された。痲瘡^{ほうそう}に罹った者は身体を焼かれるように苦しめた。皆、「これは仏像を焼いた祟りだろう」と密かに語り合った。物部弓削守屋大連^{ものべのゆげのもりやのおおむらじ}の手によって仏像や仏殿を焼き払われてから三か月後、馬子は敏達^{びだつ}に謁見して、「私の病はまだ治りません。仏の力がなければ治ることはないでしょう。どうか仏法の信仰を許してください」と奏上すると、敏達^{びだつ}は馬子に仏法の信仰を許された。馬子は三人の尼を返してもらい、新しく寺院を建てて仏像を祀って供養した。その結果、馬子の病は回復したという。

(4) 蘇我家の分裂

敏達^{びだつ}十四年(585年)秋八月、敏達^{びだつ}天皇は病が重くなり大殿で崩御された。そして同年九月、欽明天皇の第四子の豊日皇子^{とよひのみこ}が用明天皇として即位された。母は蘇我稻目の娘、堅塩媛^{きたしひめ}である。炊屋姫^{かしきやひめ}(のちの推古天皇)の母も堅塩媛^{きたしひめ}であるので、豊日皇子は炊屋姫^{かしきやひめ}の同母兄ということになる。ここに蘇我氏の血をひく初の天皇が誕生することになった。本来なら敏達^{びだつ}の第一皇子である押坂彦人大兄皇子^{おしさかのひこひとのおおえのおうじ}が皇位を継承するはずであったが、王子の母、つまり皇后広姫はこれよりさかのぼること敏達^{びだつ}四年十一月に、皇后就任数か月で突然亡くなった。そのために押坂彦人大兄皇子^{おしさかのひこひとのおおえのおうじ}は後見力を失ったとみられる。そして広姫亡き後、蘇我家の炊屋姫^{かしきやひめ}が新しく皇后に立てられたのである。敏達^{びだつ}天皇と炊屋姫^{かしきやひめ}の間には、竹田皇子ら七人の王子女が誕生した。つまり蘇我家が外戚となって政権を握る準備が整ったわけである。しかし、炊屋姫^{かしきやひめ}の皇后就任は蘇我家の分裂を招くことになった。馬子の妹である堅塩媛^{きたしひめ}とおあねのきみ二人が前帝の欽明の妃となっており、敏達^{びだつ}天皇の皇后となった炊屋姫^{かしきやひめ}は堅塩媛^{きたしひめ}の娘である。そのために、堅塩媛^{きたしひめ}系の王族が重んじられると、もう一方の小姉君系^{おあねのきみ}の王族の反発を招くようになった。ここに蘇我家^{きたしひめ}が堅塩媛^{きたしひめ}系王族^{おあねのきみ}と小姉君系^{おあねのきみ}王族^{あつれき}の間に軋轢が生じるようになったわけである。言い換えれば、蘇我氏の内紛である。そして度重なる内紛によって蘇我氏は弱体化していったと考えられる(武光誠『蘇我氏の古代史』平凡社新書、2008、pp.84-85)。



(5) 穴穂部皇子の企て

堅塩媛系王族から用明天皇が即位すると、小姉君系王族の穴穂部皇子がこれに反発した。用明元年(586年)、穴穂部皇子は炊屋姫を脅かして大王即位を企んだと言われている。しかし、敏達天皇の寵臣だった三輪君逆が兵衛を呼んで宮門を差し固めてこれを防いだ。企みを阻止された穴穂部皇子は蘇我馬子と物部守屋を呼んで、「逆は甚だ無礼だ。殯宮の庭で『朝廷を荒らさぬよう、鏡の面の如く浄めお仕えして、私がお守り致します』と弔辞をよんでおった。天皇の子弟は多く、両大臣もいるのに、自分勝手に、私がお守り致しますなどと吐かすとは許せない。逆を斬り捨てたいと思う」と語った。馬子と守屋は「御意のままに」と答えた。実は敏達天皇の側近は蘇我馬子でも物部守屋でもなく、三輪君逆であった。馬子にとっても守屋にとっても三輪君逆は邪魔な存在であったのかもしれない。穴穂部皇子は物部守屋とともに兵を率いて三輪君が逃げ隠れていた磐余池辺並槻宮(用明の王宮)を取り囲んだ。しかし、三輪君はそこを脱出して三諸山(三輪山)にかくれ、その後、炊屋姫の海石榴市の宮に逃げるなどするが、結局、物部守屋によって殺される(一説には穴穂部皇子が自ら赴き射殺したともある)。

(6) 丁未の役

用明天皇は即位(587年)の翌年、新嘗祭の日に流行り病に罹る。天皇が重臣を集め仏教への帰依を表明すると、物部守屋大連と中臣勝海連らが、「どうして国神に背いて異国の神にすがらうようなことができます。このような話は今まで聞いたことがございません」と反対した。しかし、彼らの意見に同調する者はいなかった。これに対して蘇我馬子大臣が、「臣たるもの大王の意見に逆らうことなどありえませんが、大王の詔のとおりにいたしましょう」と応えると、多くの家臣が馬子の意見を支持したという。このとき、押坂部史毛屎が会議の席にこっそりと入ってきて、物部守屋に「群臣たちがあなたを陥れて殺そうとしております。すぐにお逃げください」と伝える。これを聞いた物部守屋は、慌てて河内国の阿都(現、東大阪市)の別業(別邸)に逃げ帰った。物部守屋大連は別業に戻ると人を集めて戦闘の準備を始めた。守屋と行動を共にしていた中臣勝海連も自邸に軍勢を集める。『日本書紀』にはこのところを次のように記している。

【用明二年】(587年)

中臣勝海連、於家集衆隨助大連。遂作太子彦人皇子像與竹田皇子像、厭之。俄而知事難濟、歸附彦人皇子於水派宮。舍人迹見赤禰、伺勝海連自彦人皇子所退、拔刀而殺。

《現代語訳》

中臣勝海連は自邸に兵士を集めて大連を助けた。そして太子の彦人皇子と竹田皇子の像を作って呪いをかけた。しばらくしてから事の成り難いことがわかり、水派宮の彦人皇子に服従した。(しかしながら) 舍人の迹見赤禰が、勝海連が彦人皇子のところから帰るところを伺い、刀を抜いて殺した。

物部守屋側についてなかとみのかつみ中臣勝海は、皇太子のおしさかのひこひとのおおえのおうじ押坂彦人大兄皇子と竹田皇子の像を作り、二人を呪い殺そうとするが、間もなく、物部守屋側に勝ち目がないことを悟り、水派宮の彦人皇子みまたのみやに服従する。しかし、彦人皇子の宮からの帰途、舍人のとみのいちい迹見赤檮に殺される。この迹見赤檮とみのいちいという者は、聖徳太子の舍人(彦人皇子の舍人という説も)であり、蘇我馬子なかとみのかつみが中臣勝海を殺害するために遣わした者であると考えられているが本当のことは分からない。その後、用明天皇の病状は悪化し、用明二年(587年)、四月九日に逝去する。次の大王には皇太子であるおしさかのひこひとのおおえのおうじ押坂彦人大兄皇子が就くはずであるが、五月に入ると、物部守屋は穴穂部皇子あなほべのおうじを次の大王に立てようと目論んだ。これに対し蘇我馬子なかとみのかつみは穴穂部皇子あなほべのおうじの同母弟である泊瀬部皇子はつせべのおうじを次の大王にかつぎだし、炊屋姫かしきやひめに要請して穴穂部皇子あなほべのおうじと宅部皇子やかべのおうじ(宣化天皇の王子で、穴穂部皇子あなほべのおうじの義父か)の追討の命令を出させ殺してしまう。そして、王族と豪族の大半を味方につけてしまふ。『日本書紀』によれば、蘇我馬子には王族の泊瀬部皇子はつせべのおうじ(後の崇峻天皇すしゅん)、竹田皇子たけだのおうじ、うまやどのおうじ、なにわのおうじ、かすがのおうじに加えて、有力豪族の紀臣男麻呂宿禰きののおまろのすくね、巨勢臣比良夫こせのおみひらぶ、かしわのおみかたが、かつらぎのおみおなら、膳賀臣かしのわのおみかたが、葛城臣かつらぎのおみおなら烏那羅らがついて主力隊を編成して守屋討伐に進軍した。さらに、おとおものむらじくい、あべのおみひと、へぐりのおみかむて、さかもとのおみあらて、かすがのおみ、大伴連嚙、阿倍臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣(闕名)らによって別動隊が編成され物部氏の本拠地のあるしづかわ渋川(八尾市渋川町)を目指した。守屋に味方する豪族は少なく、自分の一家と直属の家臣だけで防戦した。守屋は渋川の本宅を放棄して北方の衣摺きぬすりまで後退し、ここで粘り強く応戦するが迹見赤檮とみのいちいに射られて殺される。『日本書紀』の崇峻天皇前紀には、「乱後、物部守屋の身内の者(奴)と土地家屋を半分に分けて、四天王寺の奴婢と土地とした」とある。このようにして、天皇専制政治を目指し天皇の親兵的存在であった物部氏は、皇位継承争いによって敗北し、豪族連合政権を推し進める蘇我氏主導の政権が確立していくことになる。物部守屋の滅んだ翌月、泊瀬部皇子はつせべのおうじが即位して崇峻天皇となる。

《参考図書》

- 『古代の日本と加耶 日本史ブックレット70』 田中俊明(2009年発行 山川出版社)
- 『大王と地方豪族 日本史リブレット5』 篠川賢著(2001年発行 山川出版社)
- 『蘇我大臣家 日本史リブレット003』 佐藤長門著(2016年発行 山川出版社)
- 『大学の日本史 ①古代』 佐藤信編(2016年発行 山川出版)
- 『飛鳥と古代国家 日本古代の歴史2』 篠川賢著(2013年発行 吉川弘文館)
- 『謎の古代豪族 葛城氏』 平林章仁著(2013年発行 祥伝社新書)
- 『大和の豪族と渡来人 歴史文化ライブラリー144』 加藤謙吉著(2002年発行 吉川弘文館)
- 『ヤマト王権 シリーズ日本古代史②』 吉村武彦著(2010年発行 岩波新書)
- 『蘇我氏の古代』 吉村武彦著(2015年発行 岩波新書)
- 『謎の大王 継体天皇』 水谷千秋著(2001年発行 文春新書)
- 『継体天皇と朝鮮半島の謎』 水谷千秋著(2013年発行 文春新書)
- 『古代史講義【戦乱編】』 佐藤信編(2019年発行 ちくま新書)
- 『蘇我氏の古代史』 武光誠著(2008年発行 平凡社新書)
- 『蘇我氏—古代豪族の興亡』 倉本一宏著(2015年発行 中公新書)
- 『神話から歴史へ 日本の歴史1』 井上光貞著(2005年改版発行 中公文庫)
- 『古代国家の成立 日本の歴史2』 直木孝次郎著(2004年改版発行 中公文庫)
- 『大王から天皇へ 日本の歴史03』 熊谷公男著(2008年発行 講談社学術文庫)
- 「ヤマト王権の列島支配」館野和巳著 『日本史講座』 歴史研究会・日本史研究会編(2004年発行 東京大学出版会)
- 『全現代語訳 日本書紀(上)』 宇治谷孟著(1988年発行 講談社学術文庫)
- 『古事記(下) 全訳注』 次田真幸著(1984年発行 講談社学術文庫)
- 『詳説 日本史研究 改訂版』 佐藤信・五味文彦・高埜利彦 鳥海靖編(2008年発行 山川出版社)